

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「(1)平成22年7月21日付け決裁の「鹿児島地方裁判所損害賠償請求事件に係る書類の提出について」の原議書 (2)鹿児島地方裁判所損害賠償請求事件で乙第4号証を提出した際の証拠説明書」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

本件対象公文書は、次の文書により構成されている。

- (1) 鹿児島地方裁判所損害賠償請求事件に係る書類の提出について（原議書及び伺い）
- (2) 出勤表
- (3) 提出書類乙1の1に記載の用語の意味する内容
- (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則
- (5) 病気休暇の内容と手続
- (6) 平成19年度及び平成20年度休暇簿
- (7) 平成19年度及び平成20年度病気休暇願
- (8) 証拠説明書

2 本件対象公文書のうち不開示とした部分

- (1) 出勤表のうち職員が取得した休暇の種別等に関する情報
- (2) 休暇簿のうち個人が識別される情報及び取得した休暇の種別等に関する情報
- (3) 病気休暇願の全部
- (4) 証拠説明書のうち個人の氏名及び弁護士の職印の印影の部分

第3 異議申立ての内容

異議申立ての趣旨及び理由

- (1) 鹿児島市の条例の目的に反する。
- (2) 異議申立人は、今までの開示請求や裁判などで黒塗りのないものを見たりしている。
- (3) 裁判で求めたのは、原告の出勤関係の資料であり、他の職員の分まで求めていない。
- (4) 評定者その他の職員の分まで個人情報明らかになっており、プライバシーを守っていない。
- (5) 市側の説明は納得がいかない。
- (6) 開示の際に対応した職員は「今までこのようにしていた。間違いはありません。」と言った。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(1) 出勤表について

出勤表には、職員の職名、氏名、出勤の状況（印影及び年休、出張等の記載）、休暇の状況、休暇の種別ごとの休暇取得日数が記載されている。

本市では、職員の職名、氏名等に関しては、特段の支障がない限り、公にされることが予定されている情報として開示の取扱いとしていることから、所属、職名、氏名、印影については開示とし、出勤及び出張に関する情報は公務遂行に関する情報であることから開示している。

しかしながら、職員の休暇の種別等に関する情報は、私事に関する情報であることから、特定の個人の私事に関する情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。

このことについては、最高裁判所の平成15年11月21日判決において同様の判断がなされている。

(2) 休暇簿について

上記(1)の出勤表の休暇に関する考え方と同様に、職員の休暇の種別等に関する情報は、私事に関する情報であることから、特定の個人の私事に関する情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(3) 病気休暇願について

上記(1)の出勤表の休暇に関する考え方と同様に、特定の個人が病気休暇願を届け出ている情報も、私事に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

病気休暇願に記載された情報から不開示部分を除くと、有意な情報が残らないことから、病気休暇願そのものを不開示とした。

(4) 弁護士の職印の印影について

証拠説明書に押印されている本印影は、弁護士が所属する弁護士会に届けられたもの（弁護士会が印鑑証明を行っている）であり、法人の事業の遂行に当たり契約書の作成等に用いられる社会生活上の重要性を有するものと言える。これを公にすることにより、これを用いて文書の偽造がされることなどにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当する。以上のことから、出勤表、休暇簿に記載された職員の休暇の種別等に関する情報、病気休暇願、弁護士の職印の印影については、不開示とすべきであり、よって今回の公文書の開示請求に対する一部開示決定は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

本件対象公文書中の不開示部分に係る条例第7条第2号及び同条第3号の該当性等について、審査会が審査した結果は、以下のとおりである。

(1) 本件対象公文書及び不開示とした部分について

本件対象公文書は、損害賠償請求事件に関して、鹿児島市が原告の求めに応じて裁判所へ提出した際の際の原議書及び提出書類であり、本件対象公文書のうち、実施機関が不開示とした部分は、以下のとおりである。

ア 出勤表のうち月日毎の職員の出勤、欠勤及び休暇を証するための押印欄中休暇の種

別等が記載されたもの及び集計欄（「年休」、「病気休暇」、「特別休暇」、「介護休暇」、「組合休暇」、「遅刻・早退」及び「欠勤」ごとの各月の使用日時数等の集計欄）中「遅刻・早退」及び「欠勤」の使用日時数等の集計欄を除いたもの。

イ 休暇簿のうち職員の氏名、職員番号、職名及び印影並びに休暇の種別及び取得状況に関するもの（課長、係長の印影は除く。）。

ウ 病気休暇願の全部

エ 証拠説明書のうち原告である個人の氏名及び訴訟代理人である弁護士の職印の印影

(2) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、上記(1)のアからウまで及びエ（弁護士の職印の印影を除く。）の部分について、条例第7条第2号に該当すると主張していることから、まず、その該当性を検討する。

条例第7条第2号の規定によれば、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることとされている。ただし、当該個人が公務員である場合で、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該職務遂行の内容に係る部分は、開示することとされている。

一方で、公務員の職務遂行に関する情報のうち当該職員個人の私事に関する情報が含まれる場合は、当該情報は、職務遂行に関する情報から除かれ、不開示とすることが妥当である。

そこで、実施機関が不開示とした上記(1)のアからウまでの部分について検討すると、当該部分には、職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況、開示することで休暇の種別が類推される情報が示されており、当該情報は、職員の健康や生活の方針、態度など個人の私生活の内容に関わるものであることから、職務遂行情報とは認められないものと解される。

また、上記(1)のエのうち原告の個人の氏名に関する部分については、審査会の答申第113号においても触れたとおり、原告の氏名を含む訴訟記録は、何人に対しても等しく公開されるものとはいえないため、条例第7条第2号ただし書アの例外的開示事項には該当しないものと解される。

(3) 条例第7条第3号の該当性について

次に、実施機関は、上記(1)のエのうち弁護士の職印の印影について、条例第7条第3号に該当すると主張していることから、その該当性を検討する。

異議申立人は、過去の開示請求において、弁護士の職印の印影が開示されていた旨を主張するので、審査会において実施機関に確認を行ったところ、平成22年6月16日に開示決定した公文書の中で弁護士報酬等見積書に押印された弁護士の職印の印影を開示しており、それ以前の開示請求においても、同様の取扱いであった。

実施機関によれば、この取扱いは、最高裁判所第一小法廷判決（平成14年9月12日）を踏まえた一般の法人の印影の場合の考え方と同様、特段の事情がない限り開示することとしていたが、その後に東京地方裁判所において弁護士の職印の印影を不開示情報とする判決（平成22年1月15日）があったことを確認して以降、同判決を踏まえた取扱いに変更したとのことである。

以上の点を踏まえ、当該不開示部分について検討する。

条例第7条第3号の規定によれば、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個

人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示とされており、当該おそれについては、利益を害されることの単なる可能性があるというだけでは足りず、利益を害される蓋然性が必要とされている。

弁護士の職印の印影が事業を営む個人の当該事業に関する情報であることは争う余地がないことから、利益を害される蓋然性について検討する。

上記東京地裁判決によれば、弁護士の職印の印影は、当該文書が当該弁護士により職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものであることや各法令に基づく手続において職印の使用を要求されていることなどから、社会生活上の重要性を有するものといえ、これが広く開示されると、これを用いて文書の偽造がなされるなどにより、当該弁護士の権利ないし正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる、と判示されている。

審査会としても、本件対象公文書に押印されている弁護士の職印の印影については、その性質を考慮すると、上記判決と同様の判断をするものである。

また、異議申立人は、これまで開示していたものを不開示とすることはおかしいと主張するが、公文書を開示するに当たっては、その時点における社会情勢その他も考慮の上で判断すべきものであり、過去に開示した事実のみを理由として、将来における取扱いが拘束されるものではない。

なお、実施機関の処分理由説明書において、「弁護士が所属する弁護士会に届けられたもの（弁護士会が印鑑証明を行っている）」との記載があるが、鹿児島県弁護士会においては、そのような印鑑の登録を行う制度はなく、誤りである。しかしながら、この点は、開示の可否についての判断に影響を与えるものではない。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本人が実施機関に対して提起した民事訴訟の過程において、不開示部分のない本件対象公文書を取得していることから、今回の開示請求に対しても、同様に開示されるべきである旨を主張している。

しかし、公文書の開示の決定の可否については、条例に基づき判断するものであり、訴訟の当事者として、裁判手続において取得した公文書の情報と必ずしも一致するものではない。

イ また、異議申立人は、公文書一部開示決定に基づく公文書閲覧の際に職員の説明に誤りがあった旨を主張している。

実施機関は、開示請求者に対し、誤解を招くことの無いよう開示手続を行うべきであるが、このことは、本件対象公文書の開示の決定の可否に影響を及ぼす内容ではない。

ウ 異議申立人は、その他にも開示を求める理由をいくつか主張しているが、いずれも条例第7条第2号ただし書その他の規定により開示すべき情報に該当すると認めるに足る理由には当たらないものと判断する。

以上のことから、審査会として本件対象公文書の内容並びに異議申立人及び実施機関の主張等を含めて検討したところ、不開示とした部分は、条例第7条第2号本文及び同条第3号本文に該当し、かつ、当該各号ただし書の例外的開示事項のいずれにも該当しないものと判断する。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成24年10月9日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年10月29日	実施機関から一部開示決定の理由説明書を受理した。
平成24年12月11日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成25年2月4日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取した。)
平成25年3月12日 (第3回審査会)	答申案の審議を行った。